

一声かけて人助け！ワンチームカードで「強く大きな民商」を！

名古屋北部民商ニュース

2020年2月17日(月)発行

No.365

名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目19番地

TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114

E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

いよいよ確定申告 申告相談会に参加しよう



今年の確定申告から(平成31年4月以後提出分)、申告書Bの所得控除の配列が変わったことや、給与所得や退職所得、公的年金等の源泉徴収票の添付が不要になったこと、マイナンバーの記載は必要ないことなどを学習。

また、配偶者控除・配偶者特別控除に関しては、平成30年分の確定申告から変更があったことも、あらかじめ確認しました。

その後、「生命保険料控除の計算は難しいね」「まず、自分の申告をしつかりやうにしなければ」などと悩みながら、それぞれ練習問題に取り組みました。

各支部での申告相談会がいよいよ始まります。必ず参加して自信をもって申告書を作成しましょう。

申告相談会についてのお問い合わせは、支部の役員または、事務局までお願いします。

18年(平成30年)7月に「健康増進法の一部を改正する法律」が成立し、20年令和2年4月1日の全面施行に向けて、準備が進められており、名古屋市では一部の事業所向けに「改正健康増進法対応サポートブック」というパンフレットを送付しています。

4月以降、事業所は「原則屋内禁煙」となり屋内での喫煙には「喫煙専用室」の設置が必要になります。その中には従業員であっても20歳未満の者を立ち入らせてはなりません。

この他、事業所が受動喫煙対策を行う際の支援策として各種喫煙室の設置に係る、財政上の支援制度がありますが、対象となるのは労災保険適用事業所のみとなりますので、注意が必要です。

飲食店のみなさん、「うちはどうしたらいいの?」「喫煙可能室なんて作れない」など、疑問や質問は事務所までお気軽にどうぞ。

みんなで考えよう“たばこ規制”問題

3・13重税反対全国統一行動の会場について

確定申告の準備は進んでいますか? 申告相談会の会場・日程はすでにお知らせしています。

改めて、会場・日程を確認して、必ず参加しましょう。

今年の「3・13重税反対全国統一行動」の日程と会場は下記のとおりです。

今から予定に入れて、必ず参加しましょう。

3・13重税反対全国統一行動
(北区・守山区) 集会

日時: 3月13日(金) 13時30分~
場所: 鳩岡の家/鳩岡ホール(3階)

3・13重税反対全国統一行動
(西区) 集会

日時: 3月13日(金) 13時30分~
場所: 西区生涯学習センター(浄心駅スク')



毎月15日までに集金して、班、支部の役員に届けて下さい。
会費の集金は15日80%、月末100%になるようにご協力を！！

名古屋北部民商の
ホームページはコチラ

